

東北地域知財戦略本部設置要領

制定:平成17年6月9日 平成 17・05・26 東北第 20 号

改正:平成19年6月8日 平成 19・05・30 東北第 2 号

改正:平成27年2月5日 20150128 東北第 10 号

改正:平成29年5月1日 20170428 東北第 26 号

改正:令和3年12月14日 20211206 東北第 4 号

(目的)

第1条 東北地域知財戦略本部(以下「本部」という。)は、地域における知的財産に関する意識の向上を図るとともに、東北の地域性を踏まえた知的財産による地域経済の活性化、発展を実現させるため、有識者による意見交換を行い「東北地域知財戦略推進計画」に基づき、施策に反映させることを目的とする。

(組織)

第2条 本部は、東北経済産業局に設置し、知的財産、地域経済及び地域企業の事業活動の活性化に知見を有する行政機関、経済界及び学識経験者等を委員とする。

(構成)

第3条 前条の委員は、東北経済産業局長が委嘱する。

2 本部員の任期は、委嘱の日から2年以内とする。ただし、本部員に人事異動等が生じた場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

3 本部には、ワーキンググループ(以下「WG」という。)を置くことができる。

WGは、本部長が内容に応じ本部内及び外部機関等からその都度指名する者で構成し、必要な検討、意見交換を実施する。

(本部)

第4条 本部には本部長を置く。

2 本部長は、東北経済産業局長とする。

3 本部長は、本部を総理し、本部会議を代表する。

4 本部長は、必要があると認めるときには、委員以外の者を本部会議に出席させることができる。

5 本部には副本部長を置く。

6 副本部長は、東北経済産業局地域経済部長とする。

7 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故等がある時はその職務を代理する。

(会議の召集)

第5条 本部会議及びWGは、本部長が召集する。

(守秘義務)

第6条 本部員及びWGメンバーは、その職務において知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。また、その職務を辞した後も同様とする。

(庶務)

第7条 本部の事務局は、東北経済産業局地域経済部産業技術革新課知的財産室に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、本部に関して必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要領は、平成17年 6月 9日から施行する。

附則

この要領は、平成19年 6月 8日から施行する。

附則

この要領は、平成27年 2月 5日から施行する。

附則

この要領は、平成29年 5月 1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年 12月 14日から施行する。